

市立幼稚園耐震診断業務 特記仕様書

- 1 業務委託種別 耐震診断業務
- 2 件 名 市立幼稚園施設耐震診断業務
- 3 調査場所

No	施設名	住所
1	河東幼稚園	宍粟市山崎町三谷地内
2	波賀幼稚園	宍粟市波賀町安賀地内

4 建物の概要等

No	施設名	建物名	構造	階数	床面積	建築年
1	河東幼稚園	園舎①	鉄筋コンクリート造	1	422㎡	昭和55年4月
		園舎②	鉄筋コンクリート造	1	111㎡	昭和55年4月
2	波賀幼稚園	園舎①	鉄筋コンクリート造	1	598㎡	昭和56年3月

※ 附近見取図、配置図、平面図は別添のとおり。

- 5 業務期間
契約締結日の翌日から令和8年9月30日まで

6 業務の範囲

各棟の耐震診断を行い、耐震性能を判定するとともに、耐震補強方を提案する。
調査内容及び診断結果は報告書により、耐震補強方の提案は設計図書等により提出する。
なお、診断の結果、耐震補強を必要としないと認められた時は、速やかにその旨を係員に報告するとともに、業務範囲の見直し（契約の変更を含む。）について協議する。

7 診断方法及び補強計画

(1) 診断方法

- (ア) 耐震診断は、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」（財）日本建築防災協会発行2017年改訂版における「第2次診断」に基づいておこなうこと。
- (イ) 本業務の技術上の指揮・監督を司る主任技術者（診断者含む）は一級建築士資格を有するものとし、診断・補強に関わる講習会修了者で、耐震診断・補強に関して深い知識と経験を有する者であること。
- (ウ) 耐震診断及び補強計算は公的機関の評定を受けたコンピューターソフト（耐震診断プログラム）によりおこなうこと。
- (エ) 各指標値の設定に当たっては、現地調査結果により、採用根拠を明示して設定すること。
- (オ) 診断により補強が必要とされる場合は、必要に応じて、少なくとも3案程度の補強工法を検討し、これらの補強工法及び当該補強に要する概算工事費について比較検討できる資料を作成し提案すること。（この提案は令和8年7月中旬までに行なうこと。）この提案に基づいて市において開催される公共工事工法等調整会議に諮ったうえで決定された工法を採用するものとする。

- (カ) 上記の補強に当たっては、補強後に構造耐震指標（ I_s ）の値が0.75以上かつ保有水平耐力に係る指標（ q ）の値が1.0以上となるように検討するが、過度に安全な設計は避けること。
 - (キ) 総合所見のまとめに当たっては、各項目の診断のほか、建物の特徴等の現地調査の結果を踏まえて総合的に考察すること。
- (2) 現地調査
- 診断に当たり、必要な調査・試験を実施する。
- (ア) 立地状況、建物概要、構造・規模・形式
 - (イ) 建物の現状、被災等履歴、用途変更、重量物の増減等
 - (ウ) 躯体の状況
 - ・ 構造亀裂（ひび割れ状況）
 - ・ 鉄筋のかぶり厚さ、腐食状況
 - ・ 変質、老朽化
 - ・ 不同沈下、傾斜
 - ・ 施工状況
 - (エ) 材質調査
 - ・ コンクリート圧縮強度試験（各棟3本以上コアを採取し、公的試験機関において試験を実施）
 - ・ コンクリート中性化試験（圧縮試験用コアを利用）
 - ・ コア採取後の修復工事
 - (オ) 非構造部材の調査

著しい仕上げ材の浮きや劣化状況、剥落状況に関する調査を行い、地震時における外壁等の剥落の可能性を検討する。
 - (カ) その他
 - ・ 気が付いた点は記録に取り、必要な写真や図面等を貼付しておくこと。
 - ・ 調査が不可能な場合は、その理由も含めて明記しておくこと。

8 調査報告書の作成

次のものを報告書として編冊（各施設ごとに別冊としてA4版ファイリング）のうえ、1部提出すること。

- (1) 現況建物概要
 - ・ 建物概要、配置図、平面図、構造図、外観写真等
- (2) 調査結果
 - ・ 調査項目の概要、各種調査・試験結果書及び算定表、躯体等の状況の資料・写真等
- (3) 耐震診断結果
 - ・ 診断の概要、診断方法、診断結果、計算書（計算方針、仮定、算定等）
- (4) 耐震補強提案
 - ・ 補強方法の検討書、計算書（計算方針、仮定、算定等）、耐震補強関係図面、補強工事費概算見積書等
- (5) その他
 - ・ 総合所見、打合せ記録等

9 耐震診断等評価等

上記の耐震診断結果により「兵庫県耐震診断改修計画評価委員会」において耐震性能判定評価を受けるための書類を作成し、評価を受けるものとする。（要出席）なお、この場合の評価手数料は受託者の負担とする。

また、県教育委員会による内容審査についても上記と同様とする。

10 貸与する図書及び資料

貸与物品は、下表にて○印を附したものを貸与するが、成果品の提出時に返却すること。

資料名	河東幼稚園	波賀幼稚園
建築確認申請書類	○	○
意匠図	○	○
構造図	○	○
構造計算書	○	○
ボーリングデータ		

貸与図書及び資料については、CAD及びPDF等の電子データは無い。

11 その他

- (1) 業務契約後、耐震診断及び耐震改修計画の内訳書を提出すること。
- (2) 業務遂行に当っては係員と十分な調整を行なうこと。なお、協議等の経過は記録すること。
- (3) 貸与する設計図（コピーを含む）等は、係員の請求があったとき若しくは業務完了時に返却すること。
- (4) 計算に使用するコンピューターソフトについては、係員と協議のうえ承諾を受けること。
- (5) 業務の内容及び結果については、受託者からは公表しないこと。
- (6) 現地での調査は、係員及び調査建物管理者（園長）と協議の上実施すること。
- (7) 調査・検査により躯体及び仕上げに損傷を与えるため、原則として原形修復を行なう。
- (8) 診断に当っては、建築基準法、建築物の耐震診断の促進に関する法律（平成7年法律第123号）等の関係法令等に留意すること。
- (9) その他、疑義が生じたときは、係員と協議すること。